

令和5年度大村市立三浦小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止基本方針策定の目的

大村市立三浦小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」に基づき、人権尊重の精神を基調とし、全ての児童がめざす児童像に向かい、充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に本方針を策定するものとする。

めざす児童像：かがやけ 三浦っ子

①かながえる子 ②がんばる子 ③やさしい子 ④けじめのある子

2 いじめ防止に向けての基本姿勢

①いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条より）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

②いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの学校・学級でもおこりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に全力で取り組む。さらに、家庭、地域、関係機関と適切に連携・協力し、情報を共有することで取組の一層の強化を図る。

<いじめ防止対策推進法>

（いじめの禁止）第4条 児童は、いじめを行ってはいけない。

（学校及び学校の教職員の責務）

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務等）

第9条 保護者は、この教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

3 学校におけるいじめ防止等の対策

①児童を語る会(児童理解)…全教職員で児童の学校生活に関する情報を共有する。

②いじめの未然防止の取組

- ・学習規律の徹底(相手を意識した話す・聞く習慣づくり、学習用具の準備等)
- ・お互いの良さを認め尊重する学級風土づくり(めあて、いいところ見つけ等)
- ・「すてきな三浦小学校」の奨励、自主的な実行
- ・自他の「命」を尊び、大切にす態度
- ・「違いがあってよい」ことを認め、異なりに学ぶ姿勢
- ・いじめの本質や構造(教育雑誌等から得たことからの資料提供)の理解
- ・インターネット等の危険性や情報モラルの理解
- ・委員会活動や係活動などをしっかりやり終えることから責任感や自己有用感へ

③いじめの早期発見の取組

- ・児童にアンケート(7月/12月)で調査し、個人面談を実施する。
- ・いじめの早期対応として

1. いじめを発見した場合は、まず被害児童の安全を確保するとともに、速やかに校長に報告する。
2. いじめの報告を受けた校長は、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
3. いじめられた児童のケアは、養護教諭や心の教室相談員、教育相談員及びSSW等の専門的な知識があるものと連携し対応を図る。
4. いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
5. 必要があると認められた時、校長はいじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
6. 児童がいじめを行っている場合に教育上必要と認める時校長は、学校教育法第11条の規定に基づき、該当児童に対して適切な懲戒を加える。
7. いじめの問題への対応は、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、主体的に対処できる児童の育成をめざしたものとする。

4 家庭や地域との連携

①PTA活動を通して、いじめ防止を啓発し「いじめを生まない、いじめを許さない」風土を醸成する。また、いじめに関する情報を適切に提供することで、学校とともに解決しようとする風土を醸成する。

②学校支援会議(PTA会長 学校評議員 町内会長 民生委員代表 健全協代表 老人会代表 振興会 社会福祉協議会 三浦駐在所)とともに、年間2回、児童や学校の問題について情報を共有する。問題発生時は、解決に向けて協力を依頼する。

③玖島中学校区連絡協議会(中学校区校長 教頭 生活指導主任 生活指導主事 PTA会長・副会長)で、年間2~3回程度、児童生徒の情報を共有する。問題発生時には、解決に向けて協力をする。

④市教育委員会(学校教育課や社会教育課少年センター)や他の関係機関(市こども家庭課、県こども・女性・障害者支援センター、警察等)と連携していく。